

違法です。

それ、サービスで やっつても



商品購入者には
無料で申請書を
作成致します。



行政書士では
ありませんが
経験豊富なので
お任せください。

無料で作成して
いただけるのですね。
よろしくお願いします。



他人の依頼を受け「会費」、「手数料」、「コンサルタント料」、「商品代金」等の
いかなる名目によるかを問わず報酬を得て、業として①官公署に提出する書類、

②権利義務に関する書類、③事実証明に関する書類を作成すると、

行政書士法違反として、違反した者は**1年以下の拘禁刑**又は**100万円以下の罰金**に処せられ、

その者が所属する法人又は人には**100万円以下の罰金刑**が科されます。

※1 ①～③の書類には、電磁的記録を含みます。

※2 ③の書類には、実地調査に基づく図面類を含みます。

※3 他の法律に別段の定めがある場合はこの限りではありません。

まかせて安心、行政書士



日本行政書士会連合会

これらの行為は すべて**違法**のおそれがあります。

